

# 領置物件の還付について

公示第8号

領置物件について、関税法第134条第2項の規定により公告する。  
なお、公告の日から6月を経過しても返還の請求がないときは、同法第134条第3項の規定により当該物件は国庫に帰属する。

令和8年6月19日

中部空港税関支署長 松古 和三



整理 番号	品 名	数 量	領 置		所 持 者		備 考
			年 月 日	場 所	住 所	氏 名	
1	日本製紙巻たばこ Winston Classic	186本	R8.5.7	中部空港 税関支署	不 詳	不 詳	
	レシート	1枚					
	ライター	1点					
	袋 免税袋	1枚					
2	外国製加熱式タバコ MIIX	200本	R8.5.10	中部空港 税関支署	不 詳	不 詳	
	外国製加熱式タバコ TEREA	200本					
	レシート	1枚					
	袋 免税袋	1枚					
3	外国製加熱式タバコ LUCKY STRIKE	200本	R8.5.12	中部空港 税関支署	不 詳	不 詳	
	レシート	1枚					
	袋 セントレア免税袋	1枚					
4	外国製紙巻タバコ GARAM	28本	R8.5.28	中部空港 税関支署	不 詳	不 詳	
	上着	1点					
	空箱 Ulanzi	1点					
	レシート	3枚					
	袋	1枚					

当該物件にお心当たりのある方は、中部空港税関支署 総括第1部門 電話0569-38-7610 までご連絡下さい。





整理番号	品名	数量	領置		所持者		備考
			年月日	場所	住所	氏名	
5	外国製紙巻タバコ MEVIUS 袋 セントレア免税袋	400本  1枚	R8.5.31	中部空港 税関支署	不詳	不詳	

当該物件にお心当たりのある方は、中部空港税関支署 総括第1部門 電話0569-38-7610 までご連絡下さい。